

原規規発第2009302号
令和2年9月30日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会

核燃料物質の使用の変更について（許可）

令和2年3月27日付け令01原機（速材）004をもって申請（令和2年8月6日付け令02原機（速材）003をもって一部補正）があった下記事業所に係る標記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第55条第1項の規定に基づき許可します。

記

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）